

「愛知県歯科口腔保健基本計画」(案)に対するパブリックコメントの状況

1 意見募集期間

平成25年1月25日(金)から平成25年2月23日(土)まで

2 応募状況(平成25年2月6日現在)

(1) 提出方法

郵送	電子メール	FAX	合計
0	2	0	2

(2) 性別

男性	女性	不明	合計
2	0	0	2

(3) 年代別

20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	合計
0	1	1	0	0	0	0	2

(4) 地域別

名古屋	尾張	海部	知多	西三河	東三河	不明	合計
1	0	0	0	1	0	0	2

(5) 職業別

会社員	教員	主婦	その他	無職	不明	合計
0	0	0	2	0	0	2

番号	区分	意見の概要	県の考え方（案）
1	歯科	<p>舌痛症（口腔内灼熱症候群）や非定型歯痛などの口腔心身症の患者さんが多数おり、歯科口腔外科医療と精神科医療との連携したアプローチが有効な場合が多いことから、精神科医療との連携が円滑に進むようなシステムが構築されていくことを願います。</p>	<p>近年、口腔の健康と様々な全身疾患との関係が明らかになってきていることから、本県におきましても医科と歯科の連携体制に力を入れていきたいと考えております。ご意見いただきましたとおり、舌痛症などの歯科疾患は不定愁訴の場合が多く、精神的なアプローチが有効であることから、歯科と精神（こころの健康）の関係は大切であると考えておりますので、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
2	歯科	<p>口腔心身症患者は、うつ病や不安障害などが合併する率が高く、リスクが高い状態であるが、歯科疾患であると考えており、心療内科や精神科などしかるべき医療機関を受診しない。しかし、歯科領域において、このような患者のメンタルヘルスを勘案した医療行為については、保険に算定されておらず、是非、段階的に算定されるべきだと考える。</p>	<p>保険の算定につきましては、国の中央社会保険医療協議会で決定しておりますので県計画に記載することはできませんが、歯科と精神（こころの健康）は大切でありますので、今後の歯科保健の推進に関する施策の参考にさせていただきます。</p>